○農林水産省告示第千三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月十日

農林水産大臣　林　芳正

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　兵庫県豊岡市日高町知見字大谷一八一の一、一八一の二、一八一の四四から一八一の一四三まで、一八二、一八三の一、一八三の二、一八四、一八五の一から一八五の五まで、一八六、一八七の一、一八七の五から一八七の一四まで、九二〇、九四〇、字コシキ一七六の一から一七六の五まで、一七六の二〇、一七六の二一、一七六の二三から一七六の二八まで、一七六の三〇、一七六の三二、一七七、出石町上村字マナド一四三の一、一四三の二、一四三の七から一四三の一八まで、一五〇の二、一五一、一五一の一、但東町坂津字ヤブキ三七の一、字中谷八五の一、八五の一一、八五の一二、字奥山西側九二・九二の二四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、但東町畑字床尾一一四の三四から一一四の三六まで、一一四の七二、一一四の七三、一一四の七八、一一四の七九、一一四の一〇六から一一四の一〇八まで、一一四の一〇、一一四の一一三から一一四の一三四まで、一一四の一三六から一一四の一三八まで、一一四の一四〇から一一四の一四二まで、一一四の一四四、一一四の二四一、但東町栗尾字登尾二七一、二七二の七、二七二の九、二七二の一二、字婆谷二七三の一、二七三の四、字寺谷二七六の三、二七六の四、二七六の七、二七九、但東町東中字新宮谷一一の一四、一一の二六、一一の四三、一一の四六、一一の四九、一一の五〇、一一の五五から一一の五七まで、一一の六五から一一の六七まで、一一の七〇、一一の七二、一一の七六、一一の八〇から一一の八三まで、一一の九〇から一一の九四まで、一一の九八から一一の一一三まで

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養(かん)

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　兵庫県豊岡市日高町知見字大谷一八二

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月十日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　兵庫県養父市大坪字切ダニ七六の一から七六の四まで、七七、七七の一、七七の二、字カナガ谷七八の一、七八の二、字ヤナガ谷八五、八六、奥米地字坂ノ谷七八、七八の四、七八の五、七九の一、中米地字下山五の五、五の一六から五の一九まで、五の四三から五の五九まで、五の六一から五の七三まで、五の八二から五の八七まで、四八、大屋町和田字柳四一の一、四一の二、四二の一から四二の三まで、四三、四三の一、大屋町筏字佐治見五四の六（次の図に示す部分に限る。）、五四の二六から五四の三一まで、朝来市山東町粟鹿字朝来山三〇三の一、三〇三の六、三〇三の七、三〇三の九から三〇三の一一まで、三〇三の一四から三〇三の二一まで、三〇三の二九、三〇三の三〇、山東町与布土字奥山三〇七六の一から三〇七六の五まで、三〇七六の八、三〇七六の一四、三〇七六の一五、三〇七六の一七、三〇七六の一八、三〇七六の二一から三〇七六の二五まで、三〇七六の四〇から三〇七六の四二まで、三〇七六の四四、三〇七六の四六、三〇七六の四八から三〇七六の五六まで、三〇七六の五九から三〇七六の六五まで、三〇七六の七〇、三〇七六の七六、三〇七六の七七、三〇七八の一

二　保安林として指定された目的　水源の涵養(かん)

三　変更後の指定施業要件

(一)　1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月十日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　静岡県静岡市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

静岡市（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び静岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月十日

農林水産大臣　林　芳正

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和六十三年六月七日農林水産省告示第七百七十九号（一に係るものに限る。）、平成六年一月三十一日農林水産省告示第二百二十一号（一に係るものに限る。）

(二)　変更に係る指定施業要件

1　立木の伐採の方法　変更しない。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　静岡県浜松市（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

浜松市（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び浜松市役所に備え置いて縦覧に供する。）